

# 予測不能な巨大地震 あなたの家は大丈夫？

南海トラフ地震が発生した場合、西尾市は甚大な被害を受けると予測されています。さらに、大きな揺れが地盤に影響し、予測不能な災害につながる可能性もあります。昨年4月の熊本地震では、観測史上初めて、震度7の揺れが同じ場所でも2回発生し、多くの建物が倒壊しました。巨大地震などの災害への備えは、公的機関だけではできません。被害を最小限に抑えるため、一人一人が日頃から備えることが大切です。

問 建築課建築担当 (☎65・2381)

地震は誘発される!?  
複数回襲ってくる大きな揺れ

西尾市の地盤の多くは、土砂が堆積してできたものです。液状化の危険性が高いとされ、南海トラフ地震が発生した場合、建物が傾いたり道路が陥没したりするなどの甚大な被害を受けると想定されています。

また、巨大地震が発生すると、その大きなゆがみが別の内陸型地震を誘発する可能性があります。熊本地震では、大きな地震が別の地震を誘発し、震度7の揺れが2日間で2回観測されました。この地域でも今から72年前の昭和20年、このような誘発地震と考えられる地震が発生しました。三河地震です。

昭和19年の東南海地震の37日後に発生した三河地震は、マグニチュード6・8で、特別大きなものではありませんでしたが、市内には震度7の揺れを観測したところがあります。東南海地震では倒れなかった建物が、その後の三河地震で倒れ、建物の倒壊による犠牲者数は東南海地震の約2倍といわれています。



三河地震で倒壊した市内の建物  
(萩原律氏撮影)

熊本地震でも、1度目の地震の後、損傷度を知らずに建物へ戻り、2度目の地震で倒壊した建物の下敷きになるなど、被害が拡大してしまいました。大きな揺れが複数回襲って来ても倒壊しない、余裕を持った建物の耐震設計・耐震化が必要です。

## 耐震化の現状

市内の総住宅数は29年1月現在で約5万4000戸。そのうち、耐震性があると推計される建物は約4万1000戸、耐震化率は75・4%です。合併した6年前と比べると、耐震化された建物は約4400戸増えました。約1万2000戸はまだ耐震化されていません。



## 一級建築士が語る 熊本地震の経験から学ぶこと

構造設計一級建築士  
石塚守氏

### 一熊本地震をどう分析しましたか

今後30年程度で起きる大規模地震を検討する中央防災会議で、熊本県は検討の対象になっていませんでした。地震が発生するとしても、発生する確率が極端に低い内陸型地震と予想されていたためです。地震に対する危機意識や対策は、他の地域より低かったと思います。内陸型地震の怖さや、住んでいる地域のどこに活断層があるのかということを知すべきでした。

### 一地震の直接的な死者49人のうち37人が家屋の倒壊で亡くなりました

家屋の倒壊で亡くなった37人のうち、7人は4月14日の前震で、30人は16日の本震で犠牲になりました。大きな揺れが複数回襲ってきても倒壊しないように、建物を耐震化することが重要です。

### 一平成12年以降の新耐震基準で建てられていても、安心できませんか

新耐震基準では、熊本地震のように大きな揺れが複数回襲ってくる地震を想定していません。また、建物が建つ地盤によっては、より大きな揺れが発生することがあります。自分の住んでいる地域は揺れやすい地盤なのかどうかを確認し、余裕を持った設計で建物を建てるか、耐震化する必要があります。

### 一市民の皆さんへメッセージを

地震に対する備えには、建物の耐震化が不可欠です。住んでいる、または住もうとしている地域の地盤の状態や活断層の位置などを知ることも大切です。地震が起きたら通行できなくなる場所を想定し、家族の避難経路などを日頃から話し合ってください。まずはできることから、地震に対して備えましょう。



### 耐震診断や耐震改修などの費用を補助

昭和56年5月31日以前に着工した住宅の耐震診断や耐震改修などの費用の一部を補助します。

#### ●木造住宅無料耐震診断

**対象** 2階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋建て住宅・共同住宅・併用住宅（貸家を含む）

#### ●非木造住宅耐震診断費補助

**対象** 木造以外の一戸建て住宅・併用住宅（貸家を含む）

**補助金額** 耐震診断費用の3分の2 ※8万9000円以内

#### ●耐震改修費補助

**対象** 次のいずれかに該当する工事  
①診断後の判定値が0・7未満の木造住宅で、判定値を1・0以上とする工事  
②診断後の判定値が0・7以上1・0未満の木造住宅で、判定値に0・3を加算した数値以上とする工事

#### ●補助金額 耐震改修費用

※120万円以内  
**対象** 簡易・小規模改修費補助  
診断後の判定値が0・7未満の木造住宅で、判定値に0・3を加算した数値以上かつ0・7以上とする工事など

#### ●補助金額 改修費用の2分の1

※30万円以内（小規模改修は15万円以内）

#### ●取り壊し費補助

**対象** 診断後の判定値が0・7未満

の住宅（延べ床面積30㎡以上）の取り壊し工事

#### ●補助金額 取り壊し費用

※20万円以内

#### ●ブロック塀等撤去費補助

**対象** 道路からの高さが1m以上で、組積造の部分が80cm以上のブロック塀などを撤去する工事

**補助金額** 撤去費用の2分の1 ※10万円以内

#### ◆共通事項

**申込・問合せ先** 建築課建築担当（☎65・2381）



### 高齢者や障害者に家具転倒防止金具の取り付けを支援

**対象** 市内在住で次の①～④のいずれかに該当し、本人や家族では転倒防止金具を取り付けられない方

- ①世帯全員が65歳以上で、介護保険法の保険料の所得段階が第1～第7段階の方
- ②身体障害者手帳1級～3級のいずれかを持っている方
- ③療育手帳A判定またはB判定を持っている方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている方

#### その他 ▼取り付けは1世帯1回限りで5か所まで、作業時間は2時間以内 ▼作業終了後の家具の移動や取り外し、災害発生時の事故は補償しません。

#### 申込・問合せ先 長寿課高齢者福祉担当者福祉担当（☎65・2121）、福祉課障害者福祉担当（☎65・2113）